

2013年 岡山市議会 9月議会 個人質問

日本共産党 岡山市議団 竹永みつえ

1・庁内で起きたセクハラ・パワハラに対応について

1) 未然防止の対応は？

庁内にセクハラ・パワハラ相談窓口が設置されて14年がたちました。

裁判沙汰になるような大きな案件をとおして、市は平成21年度にセクハラ等専門相談員を配置、平成22年度にセクハラ等防止・対策委員会の発足、その間もアンケートや手引書の作成、また今年度になってリーフレットを全職員に徹底するなど、努力をいただいています。

セクハラ・パワハラのない職場作りが大切です。相談件数の実態をみると、平成23年度、21件の相談件数のうちセクハラが4件、パワハラが14件、その他3件です。

被害があったとして相談されている21人のうち、正規職員が8人、嘱託職員が7人、臨時職員が6人となっています。平成24年度も計24件中セクハラ4件パワハラ17件、正規15人嘱託3人臨時6人となっています。

この実態からもわかるように昨今では、パワハラのほうがセクハラよりも件数が多いこと、被害者の実態は正規、非正規半々という実態です。男女比もほぼ半々です。

- ア) セクハラでの相談件数がパワハラより少ないのは未然防止の啓発が進んでいるからと分析しているのでしょうか？
- イ) パワハラ案件がセクハラ案件より増えたことはどのようにお考えですか？職場での臨時、嘱託などの非正規雇用の方々が増えたことと関連しているのではないかと？
- ウ) 相談案件の中で本庁以外の部署での案件は増えているのか？個別対応はとっていますか？
- エ) 病気休業が増えたり、非正規雇用の方が長続きしない職場は、背景にセクハラ・パワハラ問題が潜んでいるかもしれません、そのような職場の調査が必要だと思いますが、どうでしょうか？

2) 初期対応はまちがっていないか？

市の職場におけるハラスメント防止に関する基本方針には、「ハラスメントの防止及び排除に努めるとともにハラスメントに起因する問題が生じた場合においては必要な措置を迅速におこなうこと」とあります。

ア) 「必要な措置を迅速に」とは具体的にどのようなシステムを確立し初期対応してきましたか？

イ) セクハラ・パワハラ相談室は月曜日から金曜日の午前8時～午後5時までの開設で、臨床心理士の資格を持つ専門相談員による相談窓口は第4火曜日の午前10時～正午の月一回のみです。勤務時間中で行きにくいのではないのでしょうか？上司に相談すれば勤務中に行っても欠勤扱いにはならないとのことですが、パワハラの場合「言えない職場環境」で悩まれている方がほとんどです。週何回かは夕方7時までとか特別相談は夜間にするとかなどニーズにあった対応が必要ではないのでしょうか？

ウ) 市のハラスメント相談対応マニュアルでは所属長が留意すべき事項や心構えがしっかりと書いてあります。そこでも迅速かつ適切に、被害者が不利益を受けることが無いように配慮しなければならないと書いています。

私が相談を受けたケースでは1年以上前に上司によるパワハラで身体の調子が悪くなり再三、再四、所属長に訴えたけれども、何もしてくれなかった、所属長もその上司のワンマン振りには目をつぶり、注意も出来ない異常な職場環境が続いており問題が大きくなるまで何も動いていないという実態でした。また別の相談では、出先の少人数の職場での所属長によるパワハラは逃げ場がなく、結局臨時の期間が終わるまで我慢したなどという声も聞いています。職場内では解決不可能な場合の対応はどうされますか？

エ) セクハラ・パワハラ相談室に行く前に、所属長など直属の上司に相談した結果「被害妄想」「神経質に成りすぎ」などの捕らえ方しかしてもらえず泣き寝入りしたり、退職したり、病気になったりなどのパターンも増えているのではないかと意見も伺いました。課内や所属長に直接相談があった場合もセクハラ・パワハラ相談室に報告して解決の道筋を立てるなどの手立てをとることが必要ではないのでしょうか？

3) 委員会の機能

市は、平成19年に岡山市セクシャル・ハラスメント等防止対策委員会を設置しました。

- ア) 開催状況、開催基準はどのようなのでしょうか？また人選はどのようなのか？庁内以外の専門家等もおられるのでしょうか？
- イ) 先ほどのような所属長のパワハラ、それを言い出せない職場、また双方の当事者の認識の違いなど職場内だけでは解決できない深刻な事態に陥ったときに、その職場の全員に聞き取り調査をおこなうとか、出入りしている市の職員以外の業者や関係者などへの聞き取りもおこなうべきだがいかがか？
- ウ) 公平な調査、判断をするためにはな第三者機関でしっかり調査すべきだと思います。この対策委員会がそういう役割を果たしているのでしょうか？今後そういう役割を果たしていただきたいがいかがか？

4) 啓発・教育は？

- ア) 特に管理職の啓発・教育はどう努力されていますか？裁判結果や国の通達など日々新しい情報をどう伝えみんなのものにしていくのでしょうか？
- イ) 役所に出入りする業者などに対してのパワハラやまた業者からの通告など、啓発や相談を受けるしくみをどうお考えでしょうか？

2・教育について

1) 抜本的に教職員が子どもと向き合う時間を増やすために

この議会は高谷市長最後の議会です。市長は所信表明で大きな自分の功績として政令市移行を上げられました。政令市移行時によく市長は「市民サービスは絶対に落とさない」とあちこちで公言されていました。また教育の分野では教育の任命権が政令市に来ることを例に挙げ、政令市ばら色論に加速をつけたのではないのでしょうか？現実には教育振興計画にもプランにも数値で教職員の増

員も掲げられないままです。任命権はたしかに政令指定都市岡山になりました、しかし給与負担者は県というねじれ現象が問題だと私は思います。

平成24年度に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い地域の実情に応じて市町村が学校の実情に応じて柔軟に学級編成ができるようになりました。

ア) ならばなぜ、単市で教職員の増員ができないのか？

イ) 正規職員の給与負担とその税財源の以上を国に求め、教職員定数の設定権限も委譲し政令指定都市だからこそ主体的な教育行政をおこなうことが必要だと思いますが、ご所見と国への働きかけ等今後の対応についてお聞かせください。

平成25年6月現在で教職員の病気休職者は17人、うちメンタルで休職者は10人です。一ヶ月以上の長期病休暇取得者は10人で、うちメンタルは6人という実態です。

またあいつぐ不祥事が問題となっています。教職員のおかれている背景をしっかり把握し対策をとる必要があります。国の検討期間である教職員メンタルヘルス対策検討会議で現状と課題をまとめています。

ウ) 岡山市も、その背景にある人間関係、業務量の多さ、抱えるストレスなど実態を把握し具体的な手立てをとるべきだがいかがか？それが結局は子どもと向き合う時間を増やすことになるのではないのでしょうか？ご所見をお聞かせください。

2) いじめ防止法策定に関連して

参議院選挙前のどさくさにまぎれ、十分な審議をしないまま、自民、公明、民主、維新、みんな、生活の6党が共同提出したいじめ防止法が策定しました。

ア) この法律の問題点は1・「児童等はいじめを行ってはならない」としていじめ禁止を法律で縛ろうとしていること、2・学校設置者と学校に内心の問題である情操教育や道徳の充実を図らなければならないとしている点
3・保護者の責務とし家庭教育にも踏み込んでいること 4・いじめを行った児童に懲戒や出席停止などの厳罰化で取り締まろうとしているとい

う大きく4点だと思います。教育長はこの方向でいじめが防止できると思われませんか？ご所見をお聞かせください

- イ) 今後、市や学校はこの法制定をうけ、方針や組織の立ち上げなど具体化をしなければならないのでしょうか？今後のお考えをおきかせください。
- いじめは子ども達の間関係の中でおきるものであり、子ども達がいじめを克服できる力は教育の中で、子ども達の成長・発達に信頼を寄せた教師や家族、地域の中で一丸となって見つけ出すものだと私は思います、管理統制の防止法は何の役にも立たないと私の意見を申し上げてこの項は終わります。

3) 子どもの貧困の背景と専門職・地域との連携

子どもの貧困対策法が制定されました。日本の子どもの貧困率は2006年14.2%、

2009年では15.7%であり3年間で1.5ポイントも上がっています。また一人親家庭の相対的貧困率は50.8%にも及びます。この法律には貧困率の削減目標など具体的なことは盛り込まれなかったものの、国の責任で子どもの貧困解決に社会全体でとりくんでいくという方向は確認されたものと思います。

夏休みに入りうちの地元のスーパーでは毎日小中学生のたまり場となり、その中で明らかないじめや排除などスーパーの職員から見ても大変な人間関係の中で子ども達が生活しているのだと垣間見れ、心配になったという声も伺いました。中には明らかにネグレクトではないかというようなケースにも遭遇し、思わず子ども相談所に相談したとのことでした。

またその個々の子どもの置かれている環境も大変な状況の子どもが多く、その背景までほりさげサポートする機関はもはや学校だけではなく地域ぐるみや業者にも啓発教育をしてほしいとのご意見もいただいています。

また通報したあとの報告もないまま、もしかしたら通告したことで子ども達の居場所をとったのではないかと心配もあると言われていました。

- ア) 教育現場発信で家庭も地域も事業者も巻き込みともにそういう子ども達を受け入れるしくみはできないものではないでしょうか？
- イ) この法制定は、貧困の連鎖を断ち切るという目標で将来的には少子化防止という大きな目標も掲げられています。貧困の連鎖を断ち切るというのであれば岡山市として就学援助の上限をあげることや、義務教育を完全に無

償化にするために家計がたいへんな生徒への通学、教材、制服、修学旅行、部活動等への支援に必要性は考えていないのでしょうか？

- ウ) 各福祉事務所の子ども相談主事がソーシャルワーカーの機能を果たしているといいますが、6人に一人が貧困家庭という実態の中でそれだけでは抜本的な解決は困難だと思います。教育のみならず、社会福祉の知識・技術も兼ね備えたソーシャルワーカーを全校配置することで大きな解決への一歩が踏み出されると思いますがいかがでしょうか？

4) 教職員評価制度について

県は勤務評価制度の本格実施を2014年度導入をめざしています。実際に勤務評価を行っている管理職は、多様な教育活動を結果のみで判断できないという声もきいており、これが本格実施されると教育実践等での同僚性、協同性などが破壊され全体的に教育の質の低下を招くと危惧しています。

- ア) 現時点での勤務評価の実態と所見をお聞かせください
イ) 今後勤務評価と賃金をリンクさせようと動きがあるが、いかがお考えでしょうか？

5) 足守地区小中一体型校開設にむけて

来年度四月開校で足守地区一体型校舎の準備が進められています。

- ア) あらためて伺いますが、これは今までの蛍明小学校と足守中学校という2つの学校が校舎を共有するということか？それとも小中一貫校という一つの学校になるのか？どちらなのでしょう？

設計図では校舎の真ん中に音楽室や家庭科室などの特別教室、図書館、給食場、保健室等が共有でスペースとして設けられています。

- イ) ハードは共有するとしてもソフト面はどうなるのでしょうか？特別科目の教諭は小中学校をかねるのか？そういう場合正規なのか非正規なのか？
ウ) 養護教諭、栄養士、図書館司書は、ひとりなのか二人なのか？
エ) 調理員はそれぞれ今の人数を確保できるのか？

オ) 学校給食は直営なのか？

カ) 予算はどうなるのか？それぞれの学校についていたものをあわせるので倍になるのか？と単純に考えていいのか？

大騒ぎして統廃合した足守地域の小学校、その結果の小中一体型校がたんなる、リストラ策で終わらないよう充実を求めたいと思います。

6) 全国学力テストについて

県は3年以内に全国学力テストを10位以内を目指すと宣言しました。数字ありき、数字優先主義は私達が子どもころ、とにかく平均をあげるために教師が答えを教えたり、成績の悪い子どもを休ませたりということがまかり通り失策だとやめた時代を繰り返すだけではないでしょうか？結局は「競争と管理」を強め学校の序列化、教育の格差がすすむだけだと思います。「高度に競争主義的な日本の教育制度がいじめ、精神障害、不登校、自殺などの原因になっている」と国連子どもの権利委員会も勧告をしています。すべての子ども達に豊かな学力を保障することは父母、国民の願いであり学校づくりの柱です、抜本的に教育予算を増やし教育改善を進めることが問題解決だと思います、全国学力テストでは根本的な解決にはならないと思います、教育長の所見をお聞かせください